

春の交通安全町民総ぐるみ運動が始まります

～ 交通ルール 守るあなたが 守られる ～

4月6日～15日までの10日間は、春の交通安全町民総ぐるみ運動期間です。本運動は、交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を目的として毎年開催しています。

町では、「子どもと高齢者の交通事故防止～事故にあわない、おこさない～」を運動の基本として、次の3点を運動の重点として交通安全運動を進めていきます。

運動の重点

- ① 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ② 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③ 飲酒運転の根絶



運動期間中は、平日の午前7時20分～8時00分（子どもたちの通学時間）に各地区の通学路等で街頭指導を行いますので、ご協力をお願いします。

また、6日の午前7時より役場前にて出動式を行い、9日の午前10時よりダム湖畔にて街頭キャンペーンを行います。

●お問い合わせ ふるさと振興課 ☎37-2194（担当：山田）

国保診療所から診療時間のお知らせ

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前	関	湯原	関	関（代診医）	関
受付	8時30分～11時30分	9時～10時15分	8時30分～11時30分		
診察	9時～正午	9時15分～10時30分	9時～正午		
午後	関	関	関	関（代診医）	関
受付	13時～16時30分	13時～16時30分	13時～16時30分	13時～15時30分	13時～16時30分
		第3火曜日 15時まで			
診察	13時30分～17時	13時30分～17時	13時30分～17時	13時30分～16時	13時30分～17時
		第3火曜日 15時30分まで			

※診察は予約制となっています。

※医師の出張や学校健診などにより、診察時間が変更になることがありますので予約外で受診される場合は、事前に診療所に電話でご確認頂くことをお勧めします。

※毎月第1週から第4週の各木曜日は代診医による診察です。

●お問い合わせ 七ヶ宿町国保診療所 ☎37-2002

春の火災予防運動が始まります

実施期間 平成29年4月1日（土）～4月7日（金）

『消しましょう その火その時 その場所で』

平成28年度全国統一防火標語

火災から自分や家族の命を守るため、地域の安心・安全を守るため住宅用火災警報器を設置しましょう

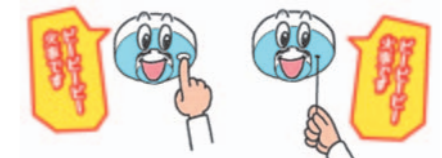


- 全ての寝室・台所・階段に設置しましょう
- 定期的に作動状態の確認、機器本体の点検をしましょう
 - ・住宅用火災警報器はホコリが入ると誤作動を起こす場合があります。
 - ・定期的にお手入れ（電池切れやホコリ、クモの巣の除去など）を行いましょう。
 - ・作動点検を行う際は、転倒や落下に注意し安全に行ってください。
- 機器本体は、10年を目安に新しいものに交換しましょう
 - ・古くなると電子部分の劣化や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。
 - ・住宅用火災警報器本体や電池を新しいものに交換したときは、本体の側面などに油性ペンで設置（交換）年月日を記入しましょう。

万が一のために、警報が鳴った時の正しい対処方法を知っておきましょう

【火災の時】

- ◆ 大きな声で周りに知らせましょう。
- ◆ 避難しましょう。
- ◆ 119番通報をしましょう。可能なら初期消火を。



【火災でない時】

- ◆ 火災でないのに火災警報器が鳴る場合があります。警報停止ボタンを押すか、引き紐を引いて警報を止めて下さい。



調理時の煙や湯気 ホコリや小さな虫 くん煙式殺虫剤など

【電池切れの時】

- ◆ 電池切れ警報が鳴ったら電池を新しいものに交換して下さい。（機器ごと交換する機種もありますので、詳しくは取扱説明書をご覧ください）

火災・救急・救助は119番 白石消防署七ヶ宿出張所 ☎37-2100